

岐織健保発 第159号
令和6年2月20日

事業主様

岐阜繊維健康保険組合理事長

介護保険料率の変更について

平素は、健康保険組合の事業運営にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、令和6年度の介護納付金につきまして国より提示があり、組合会におきまして、令和6年度予算についての審議がされ、今後の収入等を考慮のうえ十分討議した結果、介護保険料率の変更をご了承頂きました。

事業主と被保険者の負担割合は、次のとおりですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

保険料率は令和6年3月1日より変更します。(6年4月徴収保険料から)

	事業主負担率	被保険者負担率	合計
介護保険料率	(0.90) % 0.85	(0.90) % 0.85	(1.80) % 1.70

() 内は、変更前の料率です。

※保険料月額表を同封いたしましたが、月額算定時にお知らせしています
「保険料額等のお知らせ」を希望される事業所は、保険組合までご連絡下さい。

(注) 健康保険料の料率は変更ありません。



ホームページ QR コード